

川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例施行規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例(令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 2 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費の調整支給)

第 3 条 条例第 1 6 条第 2 項の規定により支給する旅費は、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が主催する旅行において、当該主催をする者から条例に定める旅費の額を上回る経費を指定されたときに、当該指定された額とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。